

むつ地区清掃事業労働災害防止協議会
令和7年度 労働災害防止活動補助金交付要綱

令和7年9月24日制定

(趣旨)

第1条 むつ地区清掃事業労働災害防止協議会(以下「協議会」)は、会員の労働災害の防止、労働災害への意識啓発を支援するため、会員が行う労働災害防止に要する経費について、支援事業費補助金(以下「補助金」という)を交付するものとし、その交付については、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という)は、令和7年度協議会総会時の名簿に記載のある者とし、次の各号に該当する者は交付対象外もしくは権利を失うものとする。

- (1) 市町村(むつ市、横浜町、大間町、六ヶ所村、東通村、風間浦村、佐井村)担当課
- (2) 令和7年9月24日以降に加入した者
- (3) 令和7年9月24日以降、補助金の申請がないまま脱会した者

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助経費」という。)は、会員の労働災害防止に向けた事業とし、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 労働災害防止について、会員の従業員等への周知・啓発等に関する経費
- (2) 労働災害の防止あるいは発生した場合は災害の拡大防止のために、必要とされる物品・消耗品の購入に関する経費
- (3) その他、労働災害防止に資する活動に関する経費(物品・消耗品含む)

2 補助経費は、補助対象者が自ら企画、立案及び実施し、令和8年2月28日までに完了するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する経費については、補助金の交付の対象としない。

- (1) 第2条において補助対象者とならない者が行う事業経費
- (2) 会員が対象とならない、恩恵を受けないものに関する経費
- (3) 本協議会の会費納入に関する経費
- (4) むつ地区清掃事業労働災害防止協議会会長(以下「会長」という。)が補助経費として適当でないと認める経費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、各会員上限1万円とする。

(補助金の申請回数)

第5条 申請回数は各会員1回までとする。

2 一回の事業活動、物品購入で上限額に満たない場合であれば、複数回の活動分を1回にまとめる形で申請するものとする。

(申請書)

第6条 補助金の申請は、むつ地区清掃事業労働災害防止協議会補助金交付申請書(様式第1号)によるものとする。

2 前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

(1) 支出金額の根拠となる書類(写しも可)

(2) 前号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

(審査)

第7条 補助金交付の決定に当たっては、むつ地区清掃事業労働災害防止協議会事務局(以下「事務局」という。)で審査し、疑義が生じたものについては会長と審査を行うこととする。

(補助金の交付の決定及び通知)

第8条 事務局は、第6条の規定による申請があったときは、審査の結果を踏まえ、補助金を交付することが適当であると認めるときは、当該申請者に対し、むつ地区清掃事業労働災害防止協議会補助金交付決定書(様式第3号)を電子メール、または、電子メールで送信が困難な場合は文書により通知するものとする。

2 第9条の2より、申請と報告が同時になされた場合は、むつ地区清掃事業労働災害防止協議会補助金交付決定書(様式第3号)の通知を省略し、第10条の規定から通知する。

(実績報告及び成果報告)

第9条 実績報告及び成果報告(以下、「実績報告」という)は、むつ地区清掃事業労働災害防止協議会補助金交付実績報告書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) 経費の支払を証する書類の写し

(2) 補助経費を活用した活用事例、物品購入物の写真

(3) むつ地区清掃事業労働災害防止協議会補助金請求書(様式第5号)

(4) 前3号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

2 第6条の規定による申請と本条の規定による実績報告は同時におこなうことも可とする。

(補助金の額の確定等)

第10条 第6条の規定による申請及び第9条の規定による実績報告を受け、書類の審査を行い、第1条の規定に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、むつ地区清掃事業労働災害防止協議会補助金確定通知書(様式第4号)により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付の方法)

第11条 第10条の規定による通知時に交付日を記載し、交付する。

(交付の決定の取消し)

第12条 会長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 虚偽そのほか不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (4) そのほか本要綱の定めに違反したとき。

(補助金の返還)

第13条 会長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、会長が別に定める。